

答申第36号

第1 審査会の結論

審査請求人からの保有個人情報開示請求に対し、草加市教育委員会（以下「実施機関」といいます。）が、開示請求に係る保有個人情報の不存在を理由として、平成28年7月26日付け草教総第〇〇〇〇号により行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」といいます。）は妥当であると判断します。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、実施機関に対し、平成28年7月14日付けで、草加市個人情報保護条例（以下「本条例」といいます。）第17条第1項に基づき、草加市防犯カメラの私に関する顔認証データの開示請求（以下「本件開示請求」といいます。）を行いました。
- 2 本件開示請求について、実施機関は、平成28年7月26日付け草教総第〇〇〇〇号により本件不開示決定を行い、審査請求人に通知しました。
- 3 実施機関は、本件不開示決定の理由を
草加市が設置する防犯カメラにおいては顔認証システムを導入しておらず、対象となる保有個人情報が存在しないためとしました。
- 4 審査請求人から、実施機関に対し、平成28年9月2日に本件不開示決定を不服として、その取消しを求める審査請求書が提出され、草加市教育委員会から平成28年10月25日付け草教総第〇〇〇〇号により当審査会に諮問されました。

第3 審査請求人の主張趣旨

審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

私が、小学校に行くと、女性の先生に廊下で張り付けられました。

夏休み（平成27年8月31日）に宿題の絵を描きに子供と校門を入ると同時に保健の先生の車が入ってきて、先生は、私たちが物置等を触らないように厳重に監視しました。

以上のことから、防犯カメラに顔認証システムの存在が推定されます。

よって、存在するはずの私に関する顔認証データの開示を求めます。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、保有個人情報不開示決定通知書、弁明書及び口頭理由説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

当該請求は草加市教育委員会宛ての開示請求であったため、小中学校における防犯カメラの設置状況を把握している総務企画課が事務手続を進めました。

小中学校に設置している防犯カメラには顔認証システムを導入しておらず、審査請求人に関する顔認証データは存在しません。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報が存在していないことを理由に、保有個人情報不開示決定を行いました。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、市が保有する自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。」と規定するとともに、第16条において、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

このことは、今日の高度情報通信社会において、自己に関する情報をコントロールする権利の重要性に鑑み、本条例が自己情報コントロール権を具体的権利として保障したものといえます。

したがって、本条例の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己を本人とする保有個人情報の開示請求に対し、不開示の取扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考えます。当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとします。

2 審査請求人が開示を求める保有個人情報について

本件開示請求に係る平成28年7月14日付けの保有個人情報開示請求書の「開示請求する保有個人情報の名称又は内容」欄によれば、審査請求人が本件開示請求で求めているのは「草加市防犯カメラの私に関する顔認証データ、顔認証システムの有無」です。

本条例第16条第1項は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」と定めていることから、本件開示請求

の対象は「保有個人情報」に限定されています。同条例第2条第9号によれば、保有個人情報とは「実施機関が保有する公文書に記録された個人情報」をいい、同条第3号によれば個人情報とは「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）」をいうとされています。

そのため、審査請求人が開示を求めている「顔認証システムの有無」の部分は、保有個人情報の開示請求であると解することはできません。

他方、「草加市防犯カメラの私に関する顔認証データ」の部分については、仮にそれが存在するのであれば、「特定の個人を識別できるもの」に該当するため、保有個人情報の開示請求の対象になります。

審査請求人が、自己を本人とする顔認証データが存在するはずであると主張するのに対し、実施機関は存在していないと主張しています。そこで、審査請求人を本人とする顔認証データの存否について判断します。

3 本件開示請求に係る審査請求人を本人とする顔認証データの存否について

本件審査請求に対する平成28年9月16日付け弁明書によれば、本件開示請求が草加市の管理している防犯カメラの全てに係るものであり、かつ、実施機関宛ての開示請求であったため、草加市立の小中学校（以下「小中学校」といいます。）における防犯カメラの設置状況を把握している実施機関が事務手続を進めたとのことでした。同弁明書によれば、小中学校に設置している防犯カメラには顔認証システムを導入しておらず、審査請求人を本人とする顔認証データは存在していないとのことでした。

当審査会が審査会事務局に、実施機関が設置する防犯（固定）カメラの設置状況、契約形態、データ保存期間等を調査させたところ、小中学校において顔認証システムを導入しているものは存在しませんでした。また、各学校長の判断で顔認証システムを導入できるか否かについて、実施機関に確認したところ、各学校長の裁量で処理できる予算の範囲内では困難であるとのことでした。

そのため、審査請求人を本人とする顔認証データは存在しないとする実施機関の主張に、不自然・不合理な点はありません。

これに対し、審査請求人は、自らのいくつかの実体験をもとに、自己を本人とする顔認証データが存在する旨主張していますが、いずれも推測の域を出ておらず、当該顔認証データの存在を裏付けるものではありません。

4 結論

以上のことから、本件開示請求に係る保有個人情報は不存在であり、本件保有個人情報不開示決定は妥当であると判断します。

第6 審査の経過

本件審査請求に係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成28年10月25日 草加市教育委員会（以下「諮問実施機関」といいます。）から本件審査請求の審査について諮問を受けました。
- 平成29年 2月 3日 審査請求人に対して、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 2月14日 審査請求人から2月10日付けの口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 2月21日 審査
- 3月15日 諮問実施機関に対し、諮問事案に係る関係資料の提出を求めました。
- 3月23日 審査請求人に対し、口頭意見陳述の日時等について通知しました。
諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
- 4月10日 諮問実施機関から、諮問事案に係る関係資料の提出がありました。
審査、審査請求人から口頭意見陳述を聴取しました。
諮問実施機関に対し、口頭理由説明聴取に係る関係職員の出席について再度依頼しました。
- 5月 8日 審査
- 5月22日 審査、諮問実施機関から口頭理由説明を聴取しました。
- 6月12日 審査

平成29年 6月12日

草加市情報公開・個人情報保護審査会
会長 右 崎 正 博
委員 早 川 和 宏
委員 氏 家 宏 海